

お知らせ

4月1日から

住民票の写しや税の証明書が 予約により夕方7時まで交付 されます

申込みは夕方5時まで電話等で

窓口受付時間内に来庁することが困難な方のために



村では、平成15年4月1日から、日中お仕事等で役場に来ることが困難な方のために、各種証明書の時間外交付を行います。詳しい手続き等は次のとおりです。

交付時間

役場勤務日（月曜～金曜：祝・祭日除く）の午後7時まで

交付場所

役場住民課窓口

申込み方法

役場勤務日の午前8時30分から午後5時までに、本人が電話等でお申し込みください。その際、住所、氏名、生年月日、連絡先を、印鑑証明書については住民カード、又は印鑑登録証の番号も確認させていただきます。

交付できる証明

◇住民票の写し◇印鑑証明書◇課税証明書（村県民税、固定資産税、国民健康保険税）◇軽自動車税納税証明書◇村県民税所得証明書◇資産証明書（総括のみ）◇収入証明書

※戸籍の謄・抄本については交付できません。

なお、この制度を利用できる方は、勤務時間内に電話などで予約をした本人に限ります。お問い合わせ 住民課住民係（TEL 42-1617）

各種証明書を代理で請求するときは委任状が必要です

委任状

私こと、この度都合により飯館村
字____番地____（氏名）を代理人と定め、
下記の権限を委任します

記

1. ____（欲しい証明書）に関する一切
の行為

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住所

氏名

印

飯館村長 菅野典雄 様

する場合

4 課税証明書…本人、同一世帯員以外の代理人が請求する場合

5 資産証明書…本人以外の方が請求する場合

なお、様式などについては特に決められていませんので右の様式を参考にしてください。

- 1 住民票の写し…本人、同一世帯員以外の代理人が請求する場合
- 2 戸籍の証明…本人、同戸籍内の方、直系の方以外の代理人が請求する場合
- 3 所得証明書…本人、同一世帯員以外の代理人が請求

※印鑑証明書については、委任状がなくても住民カード又は、印鑑登録証があればどなたでも交付することができます。